

令和2年5月1日

緊急要望書

厚生労働大臣
加藤 勝信 様

一般社団法人 日本子ども虐待防止学会
理事長 奥山 眞紀子[㊞]

日々、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）へのご対応に全力を尽くされていることに感謝いたします。

1. 今般の COVID-19 の影響は、感染という直接的な危険のみならず、間接的な危険も多大であり、特に子どもの安全への危機、つまり、子ども虐待の増加が強く危惧されることは前回の要望書で指摘させていただきましたし、国際的にも危惧されております。その危惧が虐待死亡事例のような形で現実になりつつあります。

学校や保育園の閉鎖や外出の自粛等で発見が困難になっている子ども虐待を減らすべく、TV や SNS を通じて、保護者や子どもが“189”に SOS を出しやすくするよう大規模なキャンペーンを行なっていただくことを要望いたします。

2. そのような中、虐待を受けた子どもを救う最後の砦である一時保護所や社会的養護の場も COVID-19 に脅かされる状況になり、残念ながら、乳児院でのクラスターの発生に至ってしまいました。

子ども、特に乳幼児は大声で泣くことが当たり前であり、身体接触を伴うケアが不可欠であることから、子どもが新型コロナウイルス PCR 検査で陽性となった場合の養育者および同室の子どもへの感染の危険性は著明なものになると考えられます。

前記の通り乳児院においてクラスターが発生しましたが、これは乳児院に限ったことではありません。児童相談所一時保護所や児童養護施設など、わが国の子ども福祉を支える機関・施設は、集団養護、すなわち集団生活を基本としています。こうした集団生活の場においてひとたび感染者が発生した場合には、大規模なクラスターの発生につながることは必至です。

現在、医療崩壊に対する懸念が持たれていますが、子ども福祉や社会的養護の崩壊は、医療崩壊と同様に、わが国の社会にとって致命的な問題となりますので、社会的養護下で生活する子どもたちの健康と安全を最優先とする政策を要望いたします。

3. 現時点での症例報告等によれば、子どもの場合、COVID-19 の症状は軽く、死亡も少ないとされていますが、上記の理由で、職員への感染拡大の可能性は非常に高く、一時保護所・社会的養護全体が崩壊する危険があります。その結果、COVID-19 の影響で虐待やネグレクトの増加が危惧されているにもかかわらず、それらの被害を受けた経験を有するが故に特別な配慮とケアを要する子どもたちを社会が放置してしまうという悲劇的な状況を生み出すこととなります。

感染予防やクラスターの発生予防などの COVID-19 対策は、児童相談所や児童福祉施設など福祉機関だけでは不可能であり、保健・医療との連携が不可欠です。しかし、残念ながら、多くの自治体において、福祉部門と医療部門との連携が極めて不十分であり、COVID-19 対策の準備が整

っていないと思われます。生活動線の完全な分離を含む確なゾーニングや、個人感染防御具（PPE）使用のトレーニング等ができていない自治体はほとんどなく、極めて危険性が高い状態です。

このように、児童相談所・児童福祉施設が COVID-19 に対して脆弱であるにもかかわらず、親が入院し、濃厚接触者となった子どもが一時保護所に入所するという事例がすでに生じています。また、そうした子どもが感染していないことが確認された場合には、児童相談所が一時保護するという基本方針を決定した自治体があると報じられています。現在のところは重大な事態とは至っておりませんが、今後の感染拡大を考慮に入れるならば、一時保護所や児童福祉施設における大規模クラスターの発生が危惧されます。

児童相談所一時保護所および社会的養護に関わる児童福祉施設等における COVID-19 に対する緊急対策として、決して児童福祉のみに任せきりにせず、厚生労働省子ども家庭局、医政局および健康局が緊密に連携し、都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市区の児童福祉所管部門、保健衛生所管部門および病院所管部門に対して、下記の各項目を通知により、速やかに周知し、各部門の連携のもとに対応を計画し、遂行していただくことを強く要望します。併せて、各自治体において、各項目の遂行に難渋する状況に至った場合には、貴省三局が連携して自治体に対する積極的な指導・支援を行なっていただくことを要望いたします。

記

- 1) 一時保護所・児童福祉施設は集団生活という感染にとってもっとも脆弱な形態であり、更に子どものケアの特性から、感染の可能性が高いことを念頭に、一時保護所および児童福祉施設に関しては、子どもであっても職員であっても、感染が懸念される場合は通常よりも積極的に新型コロナウイルス PCR 検査を行うこと。
例えば、職員の中に感染者はもとより濃厚接触者が出た場合、他の職員および入所している子ども全員に感染の有無を判断する検査を行うなど。
- 2) 各自治体において、児童相談所・児童福祉施設における COVID-19 対策を確実に実施することを目的として、児童福祉所管部門、保健衛生所管部門、病院所管部門の三者による合議の場を設け、ただでさえ不足している児童福祉の資源として重要な一時保護所や児童福祉施設が感染拡大による機能不全に陥らないための計画を立てること。その際、子どものケアに精通した小児感染症専門医および専門看護師（感染症看護）もしくは認定看護師（感染管理）の指導を仰ぐこと。
- 3) 感染した子どもはもとより、濃厚接触者となった子どもにおいても易感染性の観点から医療機関への一時保護委託を基本とする。ただし、施設内で感染者や濃厚接触者が多数発生するなど、医療機関への一時保護委託が困難な場合、各施設が個々別々に対応するのではなく、都道府県全体として一貫した計画を立てること。
例えば、借り上げた施設やアパートをそれに充てるなども一つの方策である。
- 4) 福祉部門で感染している子どもや濃厚接触者となった子どもをケアする場を提供する場合には、職員およびその家族を守るため、万全の態勢をとること。
例えば、上記の専門家の指導による PPE の適切な使用の徹底、職員の宿舍の提供などが考えられる。
- 5) 一時保護所・児童福祉施設の職員に感染が確認され、当該施設における子どものケア体制に支障が生じる場合には、職員の派遣など、当該施設への支援を行うこと。

以上